



当院は初診患者様に関する特定療養費制度を施行しています。

平成19年7月1日より、当院では初診時に他院からの紹介によらず「紹介状(診療情報提供書)をお持ちでない方」を対象に、初診に係る費用として初診料とは別に1,575円(消費税込)をご負担いただいています。

但し、下記に該当する患者様については初診に関する「特定療養費:1,575円」をご負担いただく必要はございません。

- ・他院からの紹介状(診療情報提供書)をお持ちの方
- ・緊急の場合(救急車での搬送など)
自己の申し出により、直接来院された場合の救急診療は除きます。
- ・生活保護法の医療扶助の対象となっている方
- ・特定の疾患や障害などで、各種の公費負担を受給されている方
- ・今回の診療科は初めてだが、当院の別の診療科に通院されている方等

医療機関は大きく分けて病院と診療所(クリニック)とに分類されますが、その規模や特質に応じて機能分担をすることが国により推進されています。「初期の診療は地域の医院・診療所で、専門・高度医療は200床以上の病院で」行うことを目的に施行された制度です。

当院では、地域の医療機関と協力して、地域医療の向上に努めております。「紹介状(診療情報提供書)」のない方の診療も受け入れておりますが、患者さまにつきましては、できるだけ「紹介状(診療情報提供書)」をご持参いただくことをおすすめいたします。



鈴鹿回生病院